Taco バス停留所ネーミングライツ事業実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、明石市コミュニティバス（Taco バス）（以下「Taco バス」という。）の停留所に係るネーミングライツ事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　副名称　Taco バスの停留所の愛称であって、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）の規定に基づき国土交通大臣へ届け出られた当該停留所の名称に追加して付与されるものをいう。

（２）　ネーミングライツ　副名称を命名する権利をいう。

（３）　ネーミングライツパートナー　明石市（以下「市」という。）とネーミングライツ契約（ネーミングライツを取得する契約をいう。以下同じ。）を締結した者をいう。

（ネーミングライツパートナー等の基準）

第３条　ネーミングライツパートナーは、副名称を命名しようとする Taco バス停留所から目視できる範囲内に存する事業所、事務所等（第３項において「近接事業所」という。）を有する者でなければならない。

２　明石市広告掲載基準第４条第１項各号又は第２項各号のいずれかに該当する者は、ネーミングライツパートナーとなることができない。

３　副名称は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

（１）　近接事業所の名称を冠していること。

（２）　明石市広告掲載指針第３条第１項各号のいずれかに該当していないこと。

（３）　事前に市の承認を受けていること。

（副名称の使用）

第４条　市は、ネーミングライツパートナーが命名した副名称を、次のとおり掲載し、又は放送する。

（１）　副名称を命名された停留所の標柱への掲載

（２）　Taco バス路線図及び公共交通マップへの掲載

（３）　Taco バスの車内アナウンスでの放送

２　前項の掲載又は放送に要する費用は、市が負担する。

（ネーミングライツの契約期間及びネーミングライツ料）

第５条　ネーミングライツの契約期間及び年額のネーミングライツ料（消費税を含む。）は、次の表のとおりとする。

契約期間	１ルートのみ停車する停留所	２ルート以上停車する停留所
２年間	１１０，０００円	１３２，０００円
５年間	７７，０００円	９９，０００円

（ネーミングライツパートナーの申込み）

第６条　新たにネーミングライツパートナーとなろうとする者又は既にネーミングライツパートナーである者であって、ネーミングライツ契約を更新しようとするものは、毎年１２月３１日までに市に対して書面により申し込まなければならない。

２　前項の申込みを行った者に係るネーミングライツ契約の契約期間は、当該申込みを行った日が属する年度の翌年度の４月１日から起算する。

（ネーミングライツ料の支払い）

第７条　ネーミングライツパートナーは、市の請求に基づき、毎年定められた納期限までにネーミングライツ料を支払わなければならない。

（ネーミングライツ契約の解除）

第８条　市又はネーミングライツパートナーは、相手方に対して書面で、第５条に定める契約期間の満了前にネーミングライツ契約の解除を申し出ることができる。

２　前項の申出が行われた場合、当該ネーミングライツ契約は、当該申出が相手方に到達した日から起算して３か月を経過した日をもって解除されるものとする。

３　ネーミングライツパートナーが第１項の申出を行った場合は、既納のネーミングライツ料は還付しない。

（協議事項）

第９条　この要領の各条項の解釈について疑義が生じたとき又はこの要領に定めのない事項については、信義誠実の原則に従い、市とネーミングライツパートナーが協議のうえ、これを定める。

附　則

この要領は、令和８年１０月２２日から施行する。